

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月16日 11時20分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港 直江津港第3東防波堤灯台から真方位211° 1,980m付近 (概位 北緯37° 12.0′ 東経138° 15.7′)
事故の概要	漁船 <sup>りょうざん</sup> 漁山丸は、南東進中、また、シーカヤック（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月2日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 漁山丸、2.8トン NG3-19039（漁船登録番号）、個人所有 第220-22675号（船舶検査済票の番号） B シーカヤック（船名なし）、総トン数なし（全長約3.4m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 漕手B
負傷者	A なし B 軽傷 1人（漕手B）
損傷	A 船首船底部に擦過傷 B 船尾部に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、船長Aが操舵室の操縦席に座った状態で操船し、直江津港の西北西に延びる第二東防波堤北西端に対して南西進で接近し、同防波堤北西端を近距離でほぼ直角に左転して同防波堤西端と東防波堤との間の出入口（以下「本件出入口」という。）を約8ノットの対地速力で南東進中、前路で漂泊中のB船と衝突した。 船長Aは、舷側にいた同乗者にB船と衝突したことを知らされ、後方を確認したところ、B船が転覆しており、漕手Bが落水していたので、直ちにA船を反転させ、漕手Bを船内に揚収し、119番通報した。 A船は、B船をえい航して直江津港漁港区に入港した。 船長Aは、本件出入口付近で漂泊する船舶等がいるはずがないと思っていた。 B船は、漕手Bが1人で乗り、座席後方に黄色の旗を取り付けた高

	<p>さ約 1.5 m の旗竿を立て、船首を東方に向けて本件出入口中央付近で漂泊中、漕手 B が、機関音に気付いて船尾方を振り返り、後方約 20 m に B 船に向かってくる A 船を認めたが、どうすることもできず、A 船の船首部と B 船の船尾部とが衝突した。</p> <p>漕手 B は、救急車で上越市内の病院に搬送され、治療を受けた後、地元の長野市内の医院で、右肩及び右足の打撲等と診断された。</p> <p>漕手 B は、B 船を購入後、一度、湖において 2 時間ほど漕走しただけで、今回が 2 回目で、初めての海での漕走であり、操船に慣れておらず、防波堤に近いとシーカヤックの艇体が防波堤と当たるので、水域が広い本件出入口中央付近で漂泊したが、他船が出入港する本件出入口中央付近で漂泊することが、危険であるという認識がなかった。</p> <p>船長 A、A 船の同乗者 3 人及び漕手 B は、全員、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A 船は、本件出入口付近において、第二東防波堤北西端を近距離で左転して南東進中、船長 A が、本件出入口中央付近で漂泊する船舶はいないと思い、B 船に向かって航行を続けたことから、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、本件出入口付近で漂泊中、漕手 B が、本件出入口中央付近で漂泊を続けていたことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本件出入口付近において、A 船が第二東防波堤北西端を近距離で左転して南東進中、B 船が漂泊中、船長 A が、本件出入口付近で漂泊する船舶はいないと思い、B 船に向かって航行を続け、また、漕手 B が、本件出入口中央付近で漂泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、防波堤付近の小型船舶や高さの低いシーカヤック等に気付きにくいので、十分留意すること。</li> <li>・ 船舶は、船舶が多数通航する防波堤先端や出入口の中央付近で漂泊を行わないこと。</li> <li>・ 船長は、防波堤の端を近距離で入航する場合、防波堤の影となる小型船が視認しづらいので、防波堤の出入口付近の内側が前広に確認できるようできるだけ沖合から入航すること。</li> </ul>